



印南町告示第 136 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成20年12月15日

印南町長 玄素 彰



この写しは原本と相違ありません。

平成20年12月15日

和歌山県日高郡印南町長 玄素 彰 人



別 紙

変 更 調 書

1. 大字津井字柳ヶ谷に編入する区域

大 字	字	地 番
津 井	長 谷	33-1、33-9及び33-10の全部
		33-2の一部
津 井	井ノ上	225、226及び227の一部
津 井	宮ノ前	305-3の一部
津 井	駒ノ口	523-2、523-3、524、529-6、529-8、-9、530、531、531-2、535、536、537、537-1、540、542及び542-1の一部

2. 大字津井字井ノ上に編入する区域

大 字	字	地 番
津 井	長 谷	33-5、34及び36-6の全部
		33-2の一部
津 井	峯垣内	58-3、64、65-1、65-2、65-3、66-6、67、68、70-3、71、71-1、72-1、72-2、73、74、75、76、77、78、79、80、
		80-1、81、81-2、82、83、83-2、84、84-3、85-1、85-2、86、86-1、87、87-3及び89-2の全部
津 井	宮ノ前	305-3の一部
津 井	柳ヶ谷	543-5の一部
津 井	駒ノ口	531及び531-2の一部
津 井	寺之上	340-2、342-1及び342-2の一部

3. 大字津井字寺之上に編入する区域

大字	字	地番
津井	柳ヶ谷	543-1及び543-5の一部
津井	駒ノ口	523、525、525-2、525-3、526、526-1、527-1、527-2、528-1、528-2、528-3、528-4、529-1、529-2、529-3、529-4、
		529-5、529-7、529-10、529-11、529-12、532-1、532-2、533、534、535-2、538、538-1及び539の全部
		523-2、523-3、524、529-6、529-8、-9、530、531、531-2、535、536、537、537-1、540、542及び542-1の一部
津井	宮ノ前	305-3の一部
津井	井ノ上	210-2、210-3、211-1、211-2、235、235-3、236、237、238、239-1、239-2、240-1、240-2、241、241-1及び
		241-3の全部
		209、209-2、210-1、210-4、213、213-2及び213-4の一部
津井	保治川	502の全部

4. 大字津井字駒ノ口に編入する区域

大字	字	地番
津井	保治川	504-2、504-3、505-1、505-2及び505-3の全部

地番については平成19年11月20日現在のものである。